

令和2年度第7回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会
令和2年度化学物質審議会第3回安全対策部会
第209回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会

【第一部】
書面審議
議事要旨

審議期間：令和2年11月13日（金）～令和2年12月11日（金）

意見受付期間：

<第1回>令和2年11月13日（金）～20日（金）

<第2回>令和2年12月9日（水）～11日（金）【追加のご意見なし】

議決日：令和2年12月11日（金）

議題

1. 一般化学物質のスクリーニング評価等について
2. その他

議事概要

議題1. 一般化学物質のスクリーニング評価等について

- 化学物質審査規制法に基づく優先評価化学物質の判定について審議が行われた。一般化学物質等のスクリーニング評価の結果、人健康影響

の観点から1物質、生態影響の観点から5物質が新たに優先評価化学物質相当と判定された。

- また、優先評価化学物質指定の取消がなされた物質のスクリーニング評価の結果、優先評価化学物質相当と判定される物質はなかった。
- 人健康影響のみ又は生態影響のみが指定根拠の優先評価化学物質に係る指定根拠外項目の観点からの優先度判定の結果、優先評価化学物質相当と判定される物質はなかった。
- 判定結果は次のとおり。

優先評価化学物質相当と判定された物質一覧

評価単位		人健康影響			生態影響			専門家による詳細評価を踏まえ優先評価化学物質に指定(判断基準)	人健康影響の観点から優先評価化学物質に指定	生態影響の観点から優先評価化学物質に指定
	名称	暴露クラス	有害性クラス	優先度	暴露クラス	有害性クラス	優先度			
1. 優先度「高」として優先評価化学物質相当と判定された物質										
【CAS登録番号】 96-29-7	2-Butanone, oxime	3	2	高					○	
【CAS登録番号】 2601-33-4	1-Tetradecanaminium, N-(carboxymethyl)-N,N-dimethyl-, inner salt				4	1	高			○
【官報公示整理番号】 2-4053	2-[ジメチル[3-(3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8-トリデカフルオロオクタン-1-スルホンアミド)プロピル]アンモニオ]アセタートを主成分(95%以上)とする、2-[ジメチル[3-(3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8-トリデカフルオロオクタン-1-スルホンアミド)プロピル]アンモニオ]アセタートとN,N-ジメチル-3-(3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8-トリデカフルオロオクタン-1-スルホンアミド)プロピルアミンの混合物				4	1	高			○
【官報公示整理番号】 2-3065	ナトリウム=1-メキシ-1-オキソオクタデカン-2-スルホナート又はナトリウム=1-メキシ-1-オキソヘキサデカン-2-スルホナート(4016-24-4, 4062-78-6)				3	1	高			○
-	(アルカン(C=10~18)スルホン酸又はアルカン(C=10~18)ジスルホン酸)のナトリウム塩				3	2	高			○
2. 優先度「中」又は「低」であるが、専門家による詳細評価により優先評価化学物質相当と判定された物質										
【官報公示整理番号】 4-1977	2,2-ジメチル-3-メチリデンピシクロ[2.2.1]ヘプタンとフェノールの1:1反応生成物を主成分(60%以上)とする、2,2-ジメチル-3-メチリデンピシクロ[2.2.1]ヘプタンとフェノールの反応生成物(分子量が460以下であるものに限る。)				5	1	中	○(生態影響)		○

本審議資料等については、ご指摘を踏まえて修正等を行った上で内容につき了承され、確定されることとなった。

以下、第1回意見受付期間にいただいたご意見及び事務局回答を列記。

議題1：一般化学物質のスクリーニング評価等について

資料1-1 令和2年度スクリーニング評価等の進め方及び評価結果（案）

通し番号	委員名 (所属委員会)	ページ数	行数	いただいたご意見	回答
1	白石 寛明 (中央環境審議会)	3	脚注1	「構造や組成が不明であった物質のスクリーニング評価単位」、「複数のMITI番号で届出られていたことにより1つの物質が複数の単位に分かれていたものを塩として1つの評価単位とする」等での評価単位の設定についての基本的考え方や具体的なルールを整理してほしい。	優先評価化学物質相当と判定された物質のうち、新たに評価単位を設定した物質については、構造・流通実態を確認し、それを包含するように設定しています。 なお、ご指摘を踏まえ、事例が積み上がってきた際には、評価単位設定において共通化できそうな考え方や手順の整理を行いたいと思います。（事務局）
2	恒見 清孝 (化学物質審議会)	3	脚注1	構造情報を分析し、構造や組成が不明であった物質のスクリーニング評価単位を順次設定しているとあるが、分析N数が増えてきたところで、評価単位設定において共通化できそうな考え方や手順を整理してほしい。	ご指摘を踏まえ、事例が積み上がってきた際には、評価単位設定において共通化できそうな考え方や手順の整理を行いたいと思います。（事務局）
3	和田 勝 (中央環境審議会)	3	脚注2	公示前の新規化学物質において→新規化学物質のうちの方が良いのではないかと。	ご指摘を踏まえ、修正いたします。（事務局）

4	小野 恭子 (化学物質審議会)	5	6-10	「優先評価化学物質相当と判定されたものについて(中略)、より適切な評価単位があると考えられる場合等については(中略)、より適切な優先評価化学物質の名称及び範囲となるよう別途検討する」方針については賛同する。明示的にされていないが「より適切な」とはどのようなものか、今後、整理が必要。たとえば「反応して優先評価化学物質に変化する物質」等か。	環境中での存在形態、取り扱い実態及び有害性の観点等から一つの評価単位とすべきものが考えられます。優先評価化学物質の名称及び範囲を変更した具体的な事例としては、例えば、優先評価化学物質通し番号171「アルカノール(C=10~16)(C=11~14のいずれかを含むものに限る。)」は、元々優先評価化学物質通し番号104「1-ドデカノール」として指定されていましたが、事業者の取り扱い実態等に即した指定範囲の変更を行いました。 ご指摘を踏まえ、事例が積み上がってきた際には、考え方の整理を行いたいと思います。(事務局)
5	小林 剛 (化学物質審議会)	5	6-10	「より適切な評価単位があると考えられる場合等については(中略)、より適切な優先評価化学物質の名称及び範囲となるよう別途検討する」方針については私も賛成します。毒性や分解性、蓄積性等の観点から評価単位が適切であったか等も含めて、その後の評価では評価単位を確認したいように思います。	ご指摘有り難うございます。以降の運用の中でも適切な評価単位となるように適宜検討を行いたいと考えます。(事務局)
6	白石 寛明 (中央環境審議会)	5	6-12	上記コメントと同じ。 【事務局注※ここでいう「上記」は通し番号1】	白石委員(通し番号1)への回答と同じ。(事務局)
7	白石 寛明 (中央環境審議会)	別添	表	CAS名称と思われる英名と和名が混在している。資料1-2との関係でも、名称が統一されていない。2-3065が資料1-2でスルホ天然油脂脂肪酸メチルのナトリウムと重複している。4-1977については、資料1-2と名称が若干異なるが、厳密には同一物質とは思わないと思われる。表の体裁を含めて整理した方がよい。	スクリーニング評価時の評価単位名については、以下の通り付与しています。便宜的な意味合いが強く、優先評価化学物質に指定する際には、改めて名称を検討することとしています。 ・CAS単位やMITI単位の場合、化学物質総合情報提供システム(CHRIP)収載名称や化審法名称を付与。 ・新たに評価単位を作成した物質については評価単位の物質名称(一義的には、機械的に「MI

					<p>TI番号1及びMITI番号2からなる化合物」など。)を付与。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規由来、未公示新規、薬局方の場合、その単位の付与された名称を付与。 ・優先評価化学物質の指定が取り消された物質の場合、優先指定時の名称を付与。 <p>資料1-1別添と資料1-2で名称が統一されていないもの等については修正しました。(事務局)</p>
--	--	--	--	--	---

資料1-2 一般化学物質への暴露クラス付与結果

通し番号	委員名 (所属委員会)	ページ数	行数	いただいたご意見	回答
1	白石 寛明 (中央環境審議会)	全体		優先案(人健康)で優先候補となったCAS 96-29-7 2-Butanone, oximeが表中で、検索されません。	失礼しました。CAS 96-29-7 2-Butanone, oximeが資料から落ちていましたので、追記しました。(事務局)

資料1-3 人健康影響に関する優先度判定(案)

ご意見なし

資料1-4 生態影響に関する優先度判定（案）

通し番号	委員名 (所属委員会)	ページ数	行数	いただいたご意見	回答
1	恒見 清孝 (化学物質審議会)	1	No. 1, 2	単位検討物質について、その検討進捗状況や分析状況を具体的に提示してほしい。	白石委員（資料1-1通し番号1）への回答と同じ。（事務局）
2	鈴木 規之 (中央環境審議会)	1	No. 12	優先度（中）であり、別に優先度（中）から選定との方針の物質No. 11に比較してPNECはやや大きい、甲殻類慢性NOECは小さい値である。本物質も優先判定の可能性があると考えるが、優先判定しないとした理由は何か	優先度（中）から、その有害性により専門家判断を行う基準は0.0001 mg/L以下とされており（資料2-1、3ページ、3.をご覧ください）、物質No. 12はこちらに該当しないため、優先判定していません。（事務局）
3	山本 裕史 (中央環境審議会)	参13	※8	KATEのバージョンは2011でしょうか、それとも最新版の2020でしょうか。ECOSARも含め、最新のバージョンも公開されているので、過去との整合性を考慮しつつ、国内外の動静も考えて最新バージョンの利用への移行をご検討いただければと思います。	今回お示ししているKATEの結果はバージョン2011のものになっております。ご指摘を踏まえ、QSARプログラムについて、過去との整合性を考慮しつつ、最新バージョンへの更新を検討して参ります。（事務局）

資料1シリーズ、以下の委員は意見なし、事務局案通り

【薬事・食品衛生審議会】小野 敦、菅野 純、佐藤 薫、杉山 圭一、鈴木 勇司、高橋 祐次、頭金 正博、豊田 武士、平林 容子、広瀬 明彦、北條 仁、増村 健一

【化学物質審議会】浅野 哲、大石 美奈子、柏田 祥策、金子 秀雄、坂田 信以、東海 明宏、松江 香織、森田 健、吉田 浩介

【中央環境審議会】小山 次朗、田辺 信介、青木 康展、石塚 真由美、稲寺 秀邦、吉岡 義正

< 専門家の詳細評価によるスクリーニング評価 >

資料 2-1 スクリーニング評価における専門家による詳細評価と判断基準

通し 番号	委員名 (所属委員会)	ペー ジ数	行数	いただいたご意見	回答
1	和田 勝 (中央環境審議会)	1	16	「そして」は気になる。「これに加えて、」が良いと思います。	ご指摘を踏まえ、修正いたします。(事務局)
2	和田 勝 (中央環境審議会)	3	79, 92	低い(、)の物質 「の」は不要です。	ご指摘を踏まえ、修正いたします。(事務局)
3	金子 秀雄 (化学物質審議会)	3	85	質問ですが、“ヒトの生殖細胞に変異を起こす、あるいは起こすと見なされる物質”とあるが、これは単に変異原性陽性物質を示しているのか。それとも、specificにヒトの体細胞ではなく生殖細胞の変異を惹起する化合物の実験事実に基づき、その作用機構、構造類似性から推測するのか。ご教授ください。	有害性クラス2以上に該当することを想定しており、疫学調査によるヒトでの陽性の証拠のある有害性クラス1相当、もしくは、変異原性試験のいずれかで強い陽性、ほ乳類におけるin vivo経世代生殖細胞変異原性試験による陽性結果や、加えて、当該化学物質が生殖細胞に突然変異を誘発する可能性についての何らかの証拠等が確認されるなどの有害性クラス2相当であるかどうかにより判断されることとなります。 参考配付資料の「参考3」「参考4」において「有害性クラス」は化審法目的や過去の運用との整合性にも配慮しつつ、可能な限りGHS等の国際的な区分と整合性を保たせることとしており、さらに「スクリーニング評価手法の詳細(案)」において、変異原性については、GHSの分類基準との対応を勘案して両者を統合し、有害性クラス1は「GHS区分1」を、有害性クラス2は「GHS区分1B, 2、化審法判定における強い陽性、化管法の変異原性クラス1、強弱不明の陽性結果、のいずれか」を設定しています。

					(参照URL) https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/screeing_detail.pdf (事務局)
4	恒見 清孝 (化学物質審議会)	4	別紙 別表	大分類15鉄道車輛で、15-2ブレーキパッド(摩耗)とある。11-13自動車のブレーキパッド摩耗の方が、交通要所での化学物質排出による道路周辺住民への影響が想定されるし、産総研でも曝露解析例があるが、自動車のブレーキパッド摩耗の項目が無いのはなぜか。	重要なお指摘かと思いますが、自動車のタイヤ・ブレーキ等の摩耗につきまして、配合成分はその種類ごとに異なっており、摩耗量あたりの化学物質含有率の設定が困難である等、推計に必要なデータが現時点では得られていないため、推計方法の確立ができていないのが現状となります。また、鉄道のブレーキパッドについては、算定物質が「石綿」となっております。自動車ではH8(1996)に自主規制でアスベスト含有製品は出荷されなくなっており、現在では使用も禁止されており、少なくとも、現状の算定物質(石綿)については自動車のブレーキパッドについては必要無いと考えられます。(事務局)
5	吉岡 義正 (中央環境審議会)	別2, 5 など		PEC(predicted environment concentration)の使い方に関する意見。 PECは「予測」の文字がつくことから実測値に当てはめるのに違和感を感じる。モニタリングデータから得られる実測値を用いる場合は適当な他の用語を用いた方が良くはないか(例えばMMEC: measured or monitored maximum environment concentration)。	ご指摘を踏まえ、その他の資料なども含めて修正につき検討いたします。(事務局)
6	金子 秀雄 (化学物質審議会)	別3	62	別添なのですが、魚介類摂取量の97%(Page 142、技術ガイダンス)が海水域の魚介類に由来します。一般的に化学物質の環境中濃度が高いのは淡水域なので、淡水域の魚介類での残留濃度が高くなると推測されるので、淡水域のデータを採用してPEC/PNECを計算すると著しく過大なリスクを取る可能性が高い。それ故に淡水域、海水域のデータを同等に扱うのではなく、ヒトの摂取量	スクリーニング評価における魚類摂取量は、淡水魚と海産魚を区別せずに45.3g/dayを用いていますが、この値は化審法リスク評価Ⅱで用いる「化審法における優先評価化学物質に関するリスク評価の技術ガイダンス V.7.5.5 (2) ⑤」に基づいています。国民栄養調査の15歳以上の平均魚介類摂取量は95.6g/dayに対し、

				<p>のほぼすべてを占める海水域の魚介類データを優先し、淡水域しかない場合のみ淡水域のデータを採用すべきと考えます。</p>	<p>漁業・養殖業生産統計年表より遠洋沖合を除いた海面漁獲高比率 45.9%及び内水（淡水）漁獲高比率 1.4%を乗じ、魚介類（海水域）の摂取量を 43.9g/day、魚介類（淡水域）の摂取量を 1.4g/day としています。</p> <p>スクリーニング評価では安全側の推計を行うため、海水域及び淡水域の魚介類摂取量を合計した 45.3g/day を用いています。</p> <p>このため、淡水魚と海産魚とは区別せずに用いています。（事務局）</p>
7	青木 康展 (中央環境審議会)	別4	90	<p>「ものがあることが」は「ものが無視できない量であることが」適切な記載と考えます。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、修正いたします。（事務局）</p>
8	東海 明宏 (化学物質審議会)	別5	図1	<p>資料2-1別添 図1. 流れ図の下部HQ値をもとにした判断分岐において右に移行する場合として①、②があげられているように書かれているが、①と②の意味合いは大きく異なる。①は、図のとおり、「終了」という判断は適切であるが、②は、「評価値の不足に言及している」いったん保留になる、と考えてよいか？あるいは、事業者等への照会？ステップに移行する？など、現状に合わせた表記とする必要あり。</p>	<p>本フローは優先度マトリックスが「中」又は「低」の物質を対象としており、何らかの有害性情報が得られています。</p> <p>しかし、人健康の有害性クラスが変異原性又は発がん性に基づく場合、有害性評価値 (mg/kg/day) が得られません。</p> <p>このような場合は HQ を算出できず、「②有害性評価値がなく評価不可能」となります。</p> <p>なお、①も含め今回の評価を終了しても、次年度以降も継続して情報収集するとともに有害性情報の見直し等を行い、改めて評価を実施することとなります。</p> <p>以上を踏まえ、①、②の矢印の先を含めた3箇所「終了（一般化学物質のまま）」の記載を「終了（次年度以降もスクリーニング評価を実施）」と修正いたします。（事務局）</p>

資料 2-2 PRTR排出量による暴露クラスの見直し

ご意見なし

資料 2-3 環境中濃度による詳細評価

通し 番号	委員名 (所属委員会)	ペー ジ数	行数	いただいたご意見	回答
1	鈴木 規之 (中央環境審議会)	2	表 (人 健康 影響) 1	<p>1,1ジクロロエチレンについて、HQ<1.4とのことから要判断の対象と思われる。このHQは健康項目としてのモニタリング結果の最大値<基準値からHQ<1.4となっていると思われたが正しいか。この理解が正しいとして、健康項目が改正前の0.02の際にも基準超過はごく少数でおそらく地下水であった記憶するが、これは正しいか、また、この間1,1ジクロロエチレンの製造使用量が大きく増加したことも恐らくないと思われるがこれも正しいか。以上の点が確認できれば、HQ<1.4であるが優先判定をしないことで良いと思われる。確認できない場合は更に考察が必要と思われる。</p>	<p>HQ<1.4の結果については、該当年度（2014～2018年度）の公共用水域のモニタリングデータはすべて定量下限値未満でしたが、定量下限値が最大のデータ（<0.1mg/L）等から換算した摂取量（<0.004mg/kg/day）とD値（0.0028mg/kg/day）に基づき、算出しています。ご指摘の環境基準（0.1mg/L）との関係につきましては、環境基準（0.1mg/L）ちょうどの値が検出されればHQ=1.4となりますが、定量下限値は通常0.01mg/L以下であり、0.1mg/Lである地点は少なく、環境基準に近い値が出ている可能性は非常に低いと考えられます。また、環境基準改定前（0.02mg/L）にも基準超過は見られませんでした。</p> <p>なお、地下水質測定結果では、ご指摘の通り、環境基準改定前において、概況調査（地域の全体的な地下水質の状況を把握するために実施する調査）でごく少数の地点で基準超過が見られますが、該当年度においては基準超過地点はございません。</p> <p>1,1ジクロロエチレンの製造輸入数量について</p>

					は、明確な増加傾向はありませんでした。また、PRTR届出排出量から、大気と水域の総量としては増加傾向にないことが確認できております。なお、水域に関しては2009年から2014年にかけて増加傾向が見られますが、既に述べた通り、モニタリング結果では公共用水域、地下水ともに基準超過地点はございません。（事務局）
2	鈴木 規之 (中央環境審議会)	2	表 (生態影響) 2, 3	カルベンダジム、ノニルフェノールは優先判当と考える。	ご指摘有り難うございます。 ノニルフェノールにつきましては、評価Ⅲで評価中のノニルフェノールエトキシレートの評価中であり、その状況を踏まえ、指定の必要性を検討することとしておりますので、現時点での優先評価化学物質への指定は保留しております。 カルベンダジムにつきましては、次年度のスクリーニング評価に向けて用途の精査を行い、その結果を踏まえて優先評価化学物質への指定を検討いたします。（事務局）
3	金子 秀雄 (化学物質審議会)	2	表 (生態影響) 2	カルベンダジムが生態毒性表で優先相当とあるが、周知の如く本化合物は化審法用途以外に農薬用殺菌剤ベノミルおよびチオファネートメチルの主要分解物なので、河川モニタリング濃度に関してどの寄与が高いのかを確認する必要があると考える。もし、化審法用途の寄与が少ない場合はどのような取り扱いになるのかご教授ください。	スクリーニング評価の段階において、化審法用途があり、モニタリング濃度が PNEC を超える場合には専門家判断により優先評価化学物質の選定を行うこととなります。その際、用途に農薬など化審法対象外のものが無視できない量であることが知られている場合には特に慎重に判断を行うこととなっており、判断のための参考情報を整理することとしています。その情報から、化審法用途以外の寄与が多いと判断できる場合には、必要に応じて、当該化学物質に関する他の法律に基づく措置に資するため、当該他法律の施行に関する事務を掌握する大臣に対し、当該知見等の内容を通知することなどが考えられます。（事務局）

4	小山 次朗 (中央環境審議会)	2	表 態 影 響 (3)	生態影響の表中で、魚類急性毒性値を根拠にノニルフェノールの PNEC が 2.4×10^{-4} mg/L となっているが、10月の書面審査の結果(PNECは0.0003 mg/L程度)を反映しないのでしょうか。	ご指摘を踏まえ、9月度の書面審議の結果を反映いたします。(事務局)
---	--------------------	---	-------------------------	---	-----------------------------------

資料2-4 人健康影響に係る優先度「中」区分からの優先評価化学物質選定について

ご意見なし

資料2-5 生態影響に係る優先度「中」区分からの優先評価化学物質選定について

通し 番号	委員名 (所属委員会)	ペー ジ数	行数	いただいたご意見	回答
1	鈴木 規之 (中央環境審議会)			本物質を優先判定することは適切と考える。	承知いたしました。有り難うございます。(事務局)

資料2シリーズ、以下の委員は意見なし、事務局案通り

【薬事・食品衛生審議会】小野 敦、菅野 純、佐藤 薫、杉山 圭一、鈴木 勇司、高橋 祐次、頭金 正博、豊田 武士、平林 容子、広瀬 明彦、北條 仁、増村 健一

【化学物質審議会】浅野 哲、大石 美奈子、小野 恭子、柏田 祥策、小林 剛、坂田 信以、松江 香織、森田 健、吉田 浩介

【中央環境審議会】白石 寛明、田辺 信介、石塚 真由美、稲寺 秀邦、山本 裕史

<優先評価化学物質指定の取消がなされた物質のスクリーニング評価>

資料3 優先評価化学物質指定の取消がなされた物質のスクリーニング評価結果（案）

通し 番号	委員名 (所属委員会)	ページ 数	行数	いただいたご意見	回答
1	恒見 清孝 (化学物質審議会)	2	38-42	発がん性の有害性判定について、今回は便宜的に評価値を付与したとあるが、数値の根拠など具体的に示してほしい。 また、発がん性の有害性評価値についても、今後はガイドライン等に記述する方向と考えて良いか？	ここでは、かつてスクリーニング評価を行った結果優先指定されリスク評価（一次）評価Ⅱまで行われたものの指定を取り消されて一般化学物質となった物質について、再びスクリーニング評価を行うにあたりリスク評価（一次）評価Ⅱで得られた発がん性に係る有害性評価値を有害性クラスに置き換える考え方の説明をしております。考え方の根拠としては、「スクリーニング評価手法の詳細(案)」の23ページの図表1-5に示す試行結果があり、発がん性に係る有害性評価値（実質安全量）がとりうる範囲からも、便宜的に今回の有害性クラスを付与することは妥当だと考えております。 (参照URL) https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/screening_detail.pdf なお、発がん性の有害性評価値については、2018（平成30）年11月の審議会においてリスク評価（一次）評価Ⅱで導出している有害性評価値をリスク評価（一次）評価Ⅰに前倒して導出することの提案が了承され、現在、「化審法における優先評価化学物質に関するリスク評価の技術ガイダンス」において反映するべく改定中です。（事務局）

2	青木 康展 (中央環境審議会)	2	53-54	「指定取消物質ごとに詳細な暴露評価を行った結果、・・・相当と判定しなかった」とあるが、有害性が高い物質については、暴露評価が「相当と判定しない」ことが大きな根拠となっている。従って、現在の「判定」の仕組みが続く限り（例えば、数十年間）、暴露評価の実施とその信頼性について責任をもつ仕組みが必要である。特に、定期的な環境モニタリングが実施されていない物質については、環境モニタリングを適宜実施する体制の整備や曝露量推定の精度向上などが必要である。	評価Ⅱでの判定以降に製造輸入数量などに増加傾向があれば、モニタリングを実施すべきかと考えますが、それ以外の場合においても、ご指摘のとおり環境モニタリングを適宜実施する体制の整備や曝露量推定の精度向上などについて検討を行いたいと考えております。 (事務局)
3	大石 美奈子 (化学物質審議会)	2	61	スクリーニング評価における類型化の方法等、具体的な解決策があれば教えてください。	これまでの運用を踏まえ、優先度マトリックスによる評価に加えて、リスク評価の結果を踏まえた判断を行うこととし、「化審法に基づく優先評価化学物質のリスク評価の基本的な考え方【改訂第2版】」に反映しております。また、通し番号1の回答にあるように、評価Ⅱで得られた発がん性に係る有害性評価値を有害性クラスに置き換える手法を昨年度より取り入れております。今後も、引き続き、検討を進めていきたいと考えております。(事務局)
4	小林 剛 (化学物質審議会)	5	128	高濃度地点での環境中濃度が十分に把握されていないジクロロメタンについては、可能であればモニタリングデータの追加が望まれる。	ご指摘有り難うございます。モニタリングにつき、検討いたします。(事務局)
5	東海 明宏 (化学物質審議会)	14, 15	265-270, 289	資料3 表—2において届出排出__大気が63t/年度=>39t/年度に削減された過程での事業者の削減対策の内容について加筆が必要と思われる。このデータは、対策導入実態と対で理解できるように補完いただくと良いと思います。	当該物質については、評価Ⅱ実施の対象年度である平成25年度実績時点ですでに懸念地点がなかったため、事業者へ排出削減策は求めず、製造・輸入数量の推移を把握することとされましたので、事業者による削減対策の内容については把握しておりません。(事務局)

6	青木 康展 (中央環境審議会)	16	292	表3 平成30年度の測定が行われなかった理由は何か？	環境省大気課におけるモニタリングでは、環境基準や指針値が定められている物質を含め、有害大気汚染物質の内優先取組物質について測定を実施しています。 1,2-エポキシプロパン（酸化プロピレン）については、優先取組物質ではないものの、初期リスク評価において、吸入曝露による健康リスクについて情報収集が必要であるとされていたため、平成29年度まで測定を行いました。 関連データ等の精査の結果、平成30年度以降は測定候補としての優先度が低かったため測定を見送っております。（事務局）
7	鈴木 規之 (中央環境審議会)			判定案で良いと思う。なお、3物質とも排出量が増加しており、今後も注意していく必要がある。	承知いたしました。ご指摘を踏まえ、3物質について、今後も注意してみたいと考えております。（事務局）

資料3 シリーズ、以下の委員は意見なし、事務局案通り

【薬事・食品衛生審議会】小野 敦、菅野 純、佐藤 薫、杉山 圭一、鈴木 勇司、高橋 祐次、頭金 正博、豊田 武士、平林 容子、広瀬 明彦、北條 仁、増村 健一

【化学物質審議会】浅野 哲、小野 恭子、柏田 祥策、金子 秀雄、坂田 信以、松江 香織、森田 健、吉田 浩介

【中央環境審議会】白石 寛明、小山 次朗、田辺 信介、石塚 真由美、稲寺 秀邦、山本 裕史、吉岡 義正、和田 勝

＜令和２年度スクリーニング評価等の全般資料＞

資料４－１ 優先評価化学物質の指定根拠外項目の評価（スクリーニング評価に準じた評価）の進め方及び評価結果（案）

ご意見なし

資料４－２ 指定済みの優先評価化学物質への暴露クラス付与結果

ご意見なし

資料４－３ 人健康影響に関する優先度判定（生態影響のみが指定根拠の優先評価化学物質）（案）

ご意見なし

資料４－４ 生態影響に関する優先度判定（人健康影響のみが指定根拠の優先評価化学物質）（案）

ご意見なし

資料４－５ 指定済み優先評価化学物質のPRTR排出量による暴露クラスの見直し

ご意見なし

資料4-6 指定済み優先評価化学物質の環境中濃度による詳細評価

通し 番号	委員名 (所属委員会)	ペー ジ数	行数	ご意見欄	回答
1	吉岡 義正 (中央環境審議会)			資料2-1別添と同じ <PEC(predicted environment concentration)の使い方に関する意見。 PECは「予測」の文字がつくことから実測値に当てはめるのに違和感を感じる。モニタリングデータから得られる実測値を用いる場合は適当な他の用語を用いた方が良いのではないかと(例えばMMEC: measured or monitored maximum environment concentration)。> 【事務局注※「資料2-1別添と同じ」にあたる内容を<>内に記載。<>は資料2-1通し番号5のご意見】	吉岡委員(資料2-1通し番号5)への回答と同じ。(事務局)

資料4シリーズ、以下の委員は意見なし、事務局案通り

【薬事・食品衛生審議会】小野 敦、菅野 純、佐藤 薫、杉山 圭一、鈴木 勇司、高橋 祐次、頭金 正博、豊田 武士、平林 容子、広瀬 明彦、北條 仁、増村 健一

【化学物質審議会】浅野 哲、大石 美奈子、小野 恭子、柏田 祥策、金子 秀雄、小林 剛、坂田 信以、恒見 清孝、東海 明宏、松江 香織、森田 健、吉田 浩介

【中央環境審議会】白石 寛明、小山 次朗、鈴木 規之、田辺 信介、青木 康展、石塚 真由美、稲寺 秀邦、山本 裕史、和田 勝

その他

通し 番号	委員名 (所属委員会)	ペー ジ数	行数	ご意見欄	回答
1	大石 美奈子 (化学物質審議会)			いろいろご準備くださったのだと思いますが今回少し、資料が多すぎたように思います。	ご指摘有り難うございます。スクリーニング評価については確認いただく情報が多く、資料が多くなる傾向があります。今後の審議では資料の構成をわかりやすくなるよう工夫したり、必要最小限の情報の記載に留めるなど検討したいと考えております。(事務局)
2	坂田 信以 (化学物質審議会)			今回は11月13日に審議資料をいただき、委員の意見受付期間が11月13日から11月20日までで、短期間で審議資料を確認させていただくことになりました。書面審議での審議資料の確認の期間(委員の意見受付期間)につきまして、ご検討をお願いできればと存じます。	ご指摘有り難うございます。現在、コロナの感染拡大防止のため、書面審議形式を取らせていただいております。そのような中、隔月で開催する審議会スケジュールに配慮しつつ、可能な限り審議期間をとれるように努めてまいります。(事務局)

以下の委員はご意見なし

【薬事・食品衛生審議会】小野 敦、菅野 純、佐藤 薫、杉山 圭一、鈴木 勇司、高橋 祐次、頭金 正博、豊田 武士、平林 容子、広瀬 明彦、北條 仁、増村 健一

【化学物質審議会】浅野 哲、小野 恭子、柏田 祥策、金子 秀雄、小林 剛、恒見 清孝、東海 明宏、松江 香織、森田 健、吉田 浩介

【中央環境審議会】白石 寛明、小山 次朗、鈴木 規之、田辺 信介、青木 康展、石塚 真由美、稲寺 秀邦、山本 裕史、吉岡 義正、和田 勝